

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年12月12日
【四半期会計期間】	第41期第1四半期（自平成20年8月1日至平成20年10月31日）
【会社名】	株式会社明豊エンタープライズ
【英訳名】	MEIHO ENTERPRISE CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 梅木 篤郎
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区渋谷二丁目12番19号
【電話番号】	03(3486)6461
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員経営企画室長 中澤 正人
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区渋谷二丁目12番19号
【電話番号】	03(3486)7012
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員経営企画室長 中澤 正人
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番9号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第41期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第40期
会計期間	自平成20年 8月1日 至平成20年 10月31日	自平成19年 8月1日 至平成20年 7月31日
売上高(千円)	20,956,771	59,585,272
経常利益(千円)	408,590	1,739,802
当期純利益又は四半期純損失()(千円)	674,213	421,647
純資産額(千円)	11,916,379	12,759,114
総資産額(千円)	67,439,023	81,780,110
1株当たり純資産額(円)	1,227.80	1,314.69
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額()(円)	69.79	46.28
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)		
自己資本比率(%)	17.6	15.5
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	18,002,935	12,069,973
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	399,157	439,310
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	18,431,699	6,428,856
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高(千円)	440,680	470,286
従業員数(人)	107	114

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等は含んでおりません。

3. 第40期及び第41期第1四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額は、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当社グループは、当社（株式会社明豊エンタープライズ）、子会社（株式会社明豊プロパティーズ）、（株式会社明豊コーポレーション）の3社及び関連会社1社により構成されており、不動産分譲事業、不動産賃貸事業、不動産仲介事業及びこれらに付随する業務を行っております。

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において持分法適用関連会社であったエコロジー・アセットマネジメント株式会社は、当社が所有する株式をすべて売却したため、持分法適用関連会社ではなくなりました。

4【従業員の状況】

(1)連結会社の状況

平成20年10月31日現在

従業員数（人）	107
---------	-----

（注）従業員数は就業人員であります。なお、臨時従業員はおりません。

(2)提出会社の状況

平成20年10月31日現在

従業員数（人）	67
---------	----

（注）従業員数は就業人員であります。なお、臨時従業員はおりません。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1)生産実績

当社は、主として不動産分譲事業、不動産賃貸事業、不動産仲介事業を行っており、生産実績を定義することが困難であるため、生産実績の記載はしていません。

(2)受注実績

当社は、受注生産を行っていないため、受注実績の記載はしていません。

(3)販売実績

当第1四半期連結会計期間の販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別 セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自平成20年8月1日 至平成20年10月31日)
	金額(千円)
不動産分譲事業	20,160,624
不動産賃貸事業	782,446
不動産仲介事業	9,823
その他事業	3,876
合計	20,956,771

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. セグメント間取引については、相殺消去しております。

3. 当第1四半期連結会計期間における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	当第1四半期連結会計期間 (自平成20年8月1日 至平成20年10月31日)	
	金額(千円)	割合(%)
株式会社シンプルクス・インベストメント・アドバイザーズ	12,709,990	60.6

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態及び経営成績の分析】

(1)業績の状況

当第1四半期連結会計期間におけるわが国経済は、原油価格高騰による原材料価格の上昇や世界的な金融収縮などの影響を受け企業収益の悪化や個人消費の停滞等、景気の後退が確実に進行しております。米国及び欧州経済においてはサブプライムローンに端を発した金融市場の危機的状況がますます拡大し経済成長の減速は避けられないとみられております。このようなグローバルな経済状況の悪化は日本経済へも深刻な影響を与えるとみられ、原油高は高騰局面に一服感がでてきておりますが、今後の経済動向は減速傾向が明らかになってきました。

当社グループが属する不動産市場におきましては、分譲マンション市場では前述の資源価格上昇を背景とした建築費の高騰等の理由により、マンション分譲価格が大きく上昇したことから深刻な販売不振と厳しい金融情勢による資金難等の理由から、分譲マンションの完成在庫が割安な価格で不動産市場に放出されており、また不動産投資市場につきましても、昨年までの活況の原動力のひとつであった不動産ファンドに対する金融機関の融資姿勢厳格化等により、一転して流動性の低下が顕著となり、厳しい状況が続いております。

このような市場環境の中で、当社グループは、販売体制を強化し、積極的に販売活動を実施するとともに、急速な拡大路線を見直し、不動産業界の環境変化に柔軟に対応すべく、財務体質の改善を進めてまいりました。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間における当社グループの売上高は209億56百万円、営業利益は6億24百万円、経常利益は4億8百万円と、ほぼ当初の見込みどおりの推移となりました。

税金等調整前四半期純利益は、保有株式の時価下落による投資有価証券評価損1億43百万円の計上等により2億37百万円となりました。また「棚卸資産の評価に関する会計基準」の適用により評価損47億22百万円を計上しておりますが、連結子会社1社については繰延税金資産に対して評価性引当金を計上したことから税金費用が増加し、6億74百万円の四半期純損失の計上となりました。

[不動産分譲事業]

不動産分譲事業につきましては、自社単独分譲物件として「シェルゼ砦」、「シェルゼ杉並高井戸」の2物件の供給を行った他、エコロジー・リート投資法人から取得した6物件の売却、豊洲オフィスビル計画の事業主たる地位の売却等により、売上高は201億60百万円、営業利益は7億28百万円となりました。

[不動産賃貸事業]

不動産賃貸事業につきましては、エコロジー木場公園プロセンチュリー他の賃料収入等により、売上高7億82百万円、営業利益は2億円となりました。

[不動産仲介事業]

不動産仲介事業につきましては、コンカード横浜他の仲介等により、売上高は14百万円、営業利益は7百万円となりました。

[その他事業]

その他の事業につきましては、工事監理料等により、売上高は3百万円、営業利益は0百万円となりました。

(2)財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間における総資産は、前連結会計年度末に比べ、143億41百万円減少し、674億39百万円となりました。これは主に大型物件の売却及び「棚卸資産の評価に関する会計基準」の適用に伴う評価損計上により、販売用不動産及び仕掛不動産が合計で175億8百万円減少したことによるものです。

また、負債につきましては、前連結会計年度末比134億98百万円減少し、555億22百万円となりました。これは主に、物件売却による返済等により長期及び短期借入金で合計で156億92百万円減少したことによるものです。

純資産につきましては、前連結会計年度末比8億42百万円減少し119億16百万円となりました。これは主に四半期純損失6億74百万円を計上したことによりです。なお、自己資本比率につきましては、前連結会計年度末より2.1ポイント増加し17.6%となりました。

(3)キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間における現金及び現金同等物は(以下「資金」という。)は、前連結会計年度末に比べ29百万円減少し、4億40百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、主に、たな卸資産が175億95百万円減少したことから、180億2百万円の資金の増加となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、主に、関係会社株式及び投資有価証券の売却があったことから、3億99百万円の資金の増加となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、主に、物件売却による返済等により長期及び短期借入金が156億92百万円減少したことから、184億31百万円の資金の減少となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた問題はありませぬ。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第127条各号に掲げる事項)は次のとおりであります。

当社株券等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)の導入について

基本方針の内容

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、当社が真に特徴ある企業として、お客様満足最大化と地球環境に貢献する商品供給を実現し、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるためには、長期的な商品開発体制、お客様との信頼関係の醸成、技術の管理それぞれの確保が必要不可欠であると考えております。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者によりこうした中長期的視点に立った施策が実行されない場合、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益や当社グループに関わる全てのステークホルダーの利益は毀損されることになる可能性があります。

当社は、当社株式の適正な価値を株主及び投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかなど買付者による大規模な買付行為の是非を株主の皆様が短期間に適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社グループに与える影響や、買付者が考える当社グループの経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討するうえで重要な判断材料となると考えます。

当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、基本方針の実現に資する特別な取組みとして、当社のミッションである「物造りにこだわり、健康、快適、安全で資産価値の高いマンションを供給する」こと、「お客様の満足のため購入いただいたお客様との一生涯のおつきあいを実現する」ことの具現化のために、外断熱工法・スケルトンインフィルを採用した長寿命・環境配慮型マンションである「シェルゼ」の開発により、お客様に健康、快適、安全で資産価値の高いマンションに住んでいただき、L.S.S.(リビング・サービス・システム)により、お客様を一生にわたりサポートするシステムの確立に取り組んでおります。具体的には、将来において「シェルゼ」年間1,000戸供給完売体制の確立のため、情報収集力の強化を含めた社内組織の見直しを行う、「購入いただいたお客様との一生涯のお付き合い"Partner For Life"という理念を具現化する、L.S.S.の更なる充実をはかり、顧客とのリレーションを強め、より「顧客志向」に沿った商品の供給を行う、という実行目標を持って、「物造りにこだわり、健康、快適、安全で資産価値の高いマンションをその価値に見合った価格にて供給する少数精鋭の総合ディベロッパー」を目指して取り組んでおります。

コーポレート・ガバナンスに関しては、健全で透明性の高い経営を実現するために、取締役会を当社の経営に関する意思決定と取締役の業務執行の監督を行う機関と位置づけ、取締役相互の監督機能を働かせております。また、意思決定と業務執行の機能を分離し、経営の効率化を図るため、執行役員制度を導入しております。経営のチェック機能として、監査役会は、取締役会の意思決定及び取締役の業務執行を監査し、会計監査に関しては、監査法人が適法・公正にこれを実施し、社長直轄の内部監査室は、当社グループにおける業務の適正性、妥当性等の監査を行っております。監査役、会計監査人及び内部監査室は監査上の重要課題について意見・情報交換を行うなど、監査の実効性の向上を図っております。さらに、管理本部に法務部を設置し、コンプライアンスに関する役職員の指導や損失リスクを未然に回避するための体制づくり、コンプライアンスに必要な社内規程類の整備を担わせるほか、監査役の補助業務、内部監査室に係わる監査業務の補助を行っております。これらに加え、弁護士・税理士と顧問契約を締結し、必要な助言・指導を受けることができる体制を整備しております。今後とも、より一層のコーポレート・ガバナンス及びコンプライアンス体制の強化充実を進め、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の長期安定的な向上に努めていく所存です。

会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成20年4月1日開催の当社取締役会において、述べた会社支配に関する基本方針に照らし、「当社

株券等の大規模買付行為への対応方針」(以下「本対応方針」といいます。)を決議し、導入いたしました。

本対応方針は、(i) 特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、(ii) 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。)又は、(iii) 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社の他の株主との合意等(以下かかる買付行為又は合意等を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)が行われる場合に、大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供し、独立委員会のための一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、という大規模買付ルール遵守の大規模買付者に求める一方で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を新株予約権無償割当て等を利用することにより抑止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させることを目的とするものです。

当社の株券等について大規模買付行為が行われる場合、まず、大規模買付者には、当社代表取締役宛に大規模買付者及び大規模買付行為の概要並びに大規模買付ルールに従う旨が記載された意向表明書を提出することを求めます。さらに、大規模買付者には、当社取締役会が当該意向表明書受領後10営業日以内に交付する必要情報のリストに基づき株主の皆様の判断並びに当社取締役会及び独立委員会の意見形成のために必要な情報の提供を求めます。

次に、当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として与えられるべきものと考えます。なお、当社取締役会は、本必要情報の提供が完了した場合には、速やかにその旨及び取締役会評価期間が満了する日を開示致します。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめるとともに、必要に応じて当社取締役会としての代替案等を取りまとめ、独立委員会に提出するとともに、これらの内容について開示します。

大規模買付者及び当社取締役会より情報提供が十分になされた独立委員会が認めた場合は、独立委員会は、最長60日間の独立委員会評価期間(但し、合計30日を超えない範囲で延長・再延長できるものとします。)を設定し、独立委員会評価期間内に、当社取締役会に対して大規模買付行為に関する勧告を行うものとします。

独立委員会は、独立委員会評価期間内において、当社取締役会及び大規模買付者から提供された情報・資料に基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付者の大規模買付行為及び当社取締役会の意見、代替案等の内容の評価・検討等を行います。また、独立委員会は、株主の皆様のご意向の把握に努めるとともに、お客さま、取引先、従業員等からも必要に応じて意見を聴取するほか、その判断の合理性・客観性を高めるために、必要に応じて、当社の費用で、外部専門家等の助言を得ることができるものとします。

その上で、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するという観点から大規模買付行為の内容を検討し、必要に応じて、取締役会を通じて大規模買付者と協議を行います。

当社取締役会は、本対応方針を適正に運用し、当社取締役会による恣意的な判断を防止するための諮問機関として、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役及び社外有識者の中から選任された委員からなる独立委員会を設置し、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないため対抗措置を発動すべきか否か、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるため対抗措置を発動すべきか否か等の本対応方針に係る重要な判断に際しては、独立委員会に諮問することとします。独立委員会は、対抗措置の発動又は不発動の勧告を当社取締役会に対し行います。

当社取締役会は、前述の独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動又は不発動の決議その他必要な決議を行います。対抗措置として新株予約権の無償割当てを実施する場合には、新株予約権者は、当社取締役会が定めた1円以上の額を払い込むことにより新株予約権を行使し、当社普通株式を取得することができるものとし、当該新株予約権には、大規模買付者等による権利行使が認められないという行使条件や当社が大規模買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項等を付すことがあるものとします。また、当社取締役会は、対抗措置の発動を決定した後も、対抗措置の発動が適切でないと判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の停止又は変更を行うことがあります。当社取締役会は、前述の決議を行った場合は、適時適切に情報開示を行います。

本対応方針の有効期限は、第40期定時株主総会終結の時までであり、当該定時総会においてその継続が承認された場合には、当該定時株主総会の日から3年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。なお、本対応方針の有効期間中であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から、関係法令の整備や、証券取引所が定める上場制度の整備等を踏まえ随時見直しを行い、本対応方針の変更を行うことがあります。

なお、本対応方針の詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス<http://pdf.irpocket.com/8927/Vx13/wJJg.pdf>)に掲載する平成20年4月1日付プレスリリースをご覧ください。

具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

に記載した当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みは、に記載した通り、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための具体的方策であり、

当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。

また、に記載した本対応方針も、に記載した通り、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるために導入されたものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。特に、本対応方針は、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、対抗措置の発動又は不発動の判断の際には取締役会はこれに必ず諮問することとなっていること、第40期定時株主総会以降においてはその継続については株主の皆様のご承認をいただくこととなっていること等その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされている点において、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除去等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除去、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	38,644,000
計	38,644,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数 (株) (平成20年10月31日)	提出日現在発行数(株) (平成20年12月12日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	9,661,000	9,661,000	株式会社ジャスダック証券 取引所	-
計	9,661,000	9,661,000	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成20年12月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次の通りであります。

平成17年10月27日定時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年10月31日)
新株予約権の数(個)	1,551(注)2,6,7
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	155,100(注)2,6,7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,395(注)3,4
新株予約権の行使期間	自平成19年10月28日 至平成24年10月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,395 資本組入額 698
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1.平成17年10月27日定時株主総会で決議されました旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定による新株予約権の発行について、平成18年8月21日開催の取締役会において決議いたしました。

2.当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3.当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times (1 / \text{分割・併合の比率})$$

4.時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

5.新株予約権の行使の条件及び譲渡に関する事項は次の通りであります。

(1)新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、もしくは従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権者が、定年・任期満了による退任・退職または会社都合によりこれらの地位を失った場合はこの限りではない。

(2)新株予約権者が死亡した場合は、相続を認めないものとする。

(3)新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。

(4)その他権利行使にあたっての手続き等具体的細目については、当社が新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書の定めに従うものとする。

6.新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株であります。

7.新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議における新株発行予定数から、「新株予約権割当契約」の権利行使条件及び権利喪失事由により権利を喪失したものの新株予約権の数を減じております。

(3) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成20年8月1日～ 平成20年10月31日	-	9,661,000	-	2,286,636	-	2,476,626

(5) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、タワー投資顧問株式会社から平成20年9月2日付の大量保有報告書(変更報告書)の写しの送付があり、平成20年8月29日現在で2,323千株を保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。

なお、タワー投資顧問株式会社の大量保有報告書(変更報告書)の写しの内容は以下のとおりであります。

大量保有者 タワー投資顧問株式会社
住 所 東京都港区芝大門1丁目12-16
保有株式等の数 株式 2,323,800株
株券等保有割合 24.05%

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成20年7月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成20年10月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 200	-	-
完全議決権株式(その他)(注)1	普通株式 9,660,500	96,605	-
単元未満株式(注)2	普通株式 300	-	-
発行済株式総数	9,661,000	-	-
総株主の議決権	-	96,605	-

(注)1. 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が700株含まれております。

「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数7個が含まれております。

2. 単元未満株式には、当社所有の自己株式78株が含まれております。

【自己株式等】

平成20年10月31日現在

所有者の氏名又は 名称	所有者の住所	自己名義所有株 式数(株)	他人名義所有株 式数(株)	所有株式数の合 計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社明豊エン タープライズ	東京都渋谷区渋谷 二丁目12番19号	200	-	200	0.00
計	-	200	-	200	0.00

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 8月	9月	10月
最高(円)	449	560	478
最低(円)	198	215	147

(注) 最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所におけるものです。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間（平成20年8月1日から平成20年10月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年10月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年7月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2 3,092,454	470,286
売掛金	35,085	178,441
販売用不動産	2 22,670,043	2 28,329,027
仕掛不動産	2 34,540,845	2 46,390,099
その他	3,410,740	2,089,351
貸倒引当金	2,246	2,868
流動資産合計	63,746,922	77,454,337
固定資産		
有形固定資産	1, 2 975,595	1, 2 1,015,783
無形固定資産	46,597	50,652
投資その他の資産	2, 3 2,669,907	2, 3 3,259,337
固定資産合計	3,692,100	4,325,773
資産合計	67,439,023	81,780,110
負債の部		
流動負債		
買掛金	314,723	1,115,617
短期借入金	38,591,464	41,657,890
未払法人税等	2,401,002	167,107
その他	2,785,898	2,009,435
流動負債合計	44,093,088	44,950,052
固定負債		
社債	100,000	100,000
長期借入金	10,544,555	23,170,992
その他	784,999	799,950
固定負債合計	11,429,555	24,070,943
負債合計	55,522,644	69,020,996
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,286,636	2,286,636
資本剰余金	2,476,626	2,476,626
利益剰余金	7,216,015	7,986,836
自己株式	472	472
株主資本合計	11,978,805	12,749,626
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	91,792	53,535
繰延ヘッジ損益	3,601	3,910
為替換算調整勘定	21,937	8,666
評価・換算差額等合計	117,331	48,780
新株予約権	54,905	58,268
純資産合計	11,916,379	12,759,114
負債純資産合計	67,439,023	81,780,110

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年8月1日 至平成20年10月31日)
売上高	20,956,771
売上原価	19,644,941
売上総利益	1,311,829
販売費及び一般管理費	687,730
営業利益	624,098
営業外収益	
保険返戻金	59,470
匿名組合出資償還益	120,010
その他	27,961
営業外収益合計	207,441
営業外費用	
支払利息	395,524
その他	27,425
営業外費用合計	422,949
経常利益	408,590
特別利益	
新株予約権戻入益	3,363
その他	649
特別利益合計	4,012
特別損失	
投資有価証券評価損	143,246
その他	31,991
特別損失合計	175,238
税金等調整前四半期純利益	237,364
法人税、住民税及び事業税	2,364,734
法人税等調整額	1,453,156
法人税等合計	911,578
四半期純損失()	674,213

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第1四半期連結累計期間
(自平成20年8月1日
至平成20年10月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	237,364
減価償却費	11,940
貸倒引当金の増減額(は減少)	622
受取利息及び受取配当金	23,940
支払利息	395,524
匿名組合出資償還益	120,010
売上債権の増減額(は増加)	143,356
たな卸資産の増減額(は増加)	17,595,509
仕入債務の増減額(は減少)	800,894
その他	1,122,499
小計	18,560,727
利息及び配当金の受取額	11,431
利息の支払額	406,370
法人税等の支払額	162,852
営業活動によるキャッシュ・フロー	18,002,935
投資活動によるキャッシュ・フロー	
投資有価証券の取得による支出	151
投資有価証券の売却による収入	173,411
有形固定資産の取得による支出	29,716
関係会社株式の売却による収入	230,132
貸付けによる支出	90,000
匿名組合出資金の償還による収入	120,010
その他	4,529
投資活動によるキャッシュ・フロー	399,157
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額	12,059,005
長期借入れによる収入	215,378
長期借入金の返済による支出	3,849,235
配当金の支払額	87,061
預金の担保提供による支出	2,651,774
財務活動によるキャッシュ・フロー	18,431,699
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	29,606
現金及び現金同等物の期首残高	470,286
現金及び現金同等物の四半期末残高	440,680

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成20年8月1日 至平成20年10月31日)
1. 持分法の適用に関する事項の変更	当第1四半期連結会計期間において持分法適用関連会社であったエコロジー・アセットマネジメント株式会社は、当社が所有する株式をすべて売却したため、持分法の適用範囲から除外しております。
2. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>棚卸資産の評価に関する会計基準の適用</p> <p>通常の販売目的で保有するたな卸資産については個別法による原価法によっておりましたが当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、評価基準について個別法による原価法(貸借対照表額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)に変更しております。</p> <p>これにより売上総利益、営業利益、経常利益および税金等調整前四半期純利益はそれぞれ4,722,841千円減少しております。なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>

【簡便な会計処理】

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年10月31日)	前連結会計年度末 (平成20年7月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 152,283千円	1 有形固定資産の減価償却累計額 156,804千円
2 担保資産及び担保付債務 担保に供している資産は次のとおりであります。	2 担保資産及び担保付債務 担保に供している資産は次のとおりであります。
預金 2,651,774千円	販売用不動産 27,499,228千円
販売用不動産 22,628,448千円	仕掛不動産 45,519,560千円
仕掛不動産 34,483,778千円	建物及び構築物等 325,869千円
建物及び構築物等 334,241千円	土地 383,675千円
土地 553,890千円	投資有価証券 463,484千円
投資有価証券 288,318千円	計 74,191,818千円
計 60,940,452千円	
3 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額 投資その他の資産 12,000千円	3 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額 投資その他の資産 12,000千円

(四半期連結損益計算書関係)

当第1四半期連結損益計算書関係のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
 (自平成20年8月1日
 起至平成20年10月31日)

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間(自平成20年8月1日
至平成20年10月31日)の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
(現金及び有価証券の増減額関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年10月31日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成20年8月1日
至平成20年10月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 9,661,000株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 278株

3. 新株予約権等に関する事項

ストックオプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 54,905千円

4. 配当に関する事項

配当金支払額

■(注) 株主総会

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年8月1日至平成20年10月31日)

~~本邦内各事業区分別売上高管理振替高~~している区分によっております。

2. 各事業区分に属する主要な内容

不動産分譲事業：共同事業及び自社単独によるマンション分譲等。

不動産賃貸事業：住宅、事務所及び店舗等の賃貸。

不動産仲介事業：不動産分譲事業に付随して発生するマンション用地等の仲介事業。

その他事業：上記事業に付随して発生する業務。

3. 会計処理の変更

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」2に記載のとおり「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成18年7月5日企業会計基準第9号)を第1四半期連結会計期間から適用しております。

この結果、従来の方法に比べて、当第1四半期連結累計期間の不動産分譲事業の営業利益は4,722,841千円減少しております。

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年8月1日至平成20年10月31日)

本邦以外の国または地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年8月1日至平成20年10月31日)

当社及び連結子会社において海外売上高がないため、該当事項はありません。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間において、記載すべき事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期連結会計期間において、記載すべき事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

前連結会計期間末
(平成20年10月31日)

2. 1株当たり四半期純損失金額

前連結会計期間末(平成20年8月31日)に比し、当連結会計期間末(平成20年10月31日)に比し、1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎として、前連結会計期間末(平成20年8月31日)に比し、当連結会計期間末(平成20年10月31日)に比し、1株当たり四半期純損失額が増加しております。このため記載しておりません。

当連結会計期間末(平成20年10月31日)に比し、前連結会計期間末(平成20年8月31日)に比し、1株当たり四半期純損失金額(千円)

(百円未満を四捨五入)

至平成20年10月31日
該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第1四半期連結会計期間において、記載すべき事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年12月12日

株式会社明豊エンタープライズ
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 飯塚 昇 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 浅野 俊治 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 平郡 真 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社明豊エンタープライズの平成20年8月1日から平成21年7月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年8月1日から平成20年10月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社明豊エンタープライズ及び連結子会社の平成20年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載されているとおり、会社は当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。